

教育支援教室等利用者支援事業補助金のお知らせ(令和8年度)

前橋市では、不登校支援施設を利用している児童生徒の保護者の負担軽減を図ることを目的に、通所に係る交通費の一部を補助する制度を設けます。

補助対象者



●要件1と要件2を満たす児童生徒の保護者

【要件1】 ※次のいずれかに該当

- ・前橋市内在住
- ・市外に住所を有し、前橋市立小・中学校への区域外就学を認められている

【要件2】 ※次のいずれかに該当

- ・生活保護法の規定による保護を受けている
- ・前橋市又は居住する自治体の就学援助制度による援助を受けている

補助対象施設 及び 交付対象期間

【補助対象施設】

- 1 前橋市が設置する教育支援教室
- 2「令和8年度群馬県フリースクール等支援事業補助金」の採択を受けている施設
- 3 その他市長が認めた施設

※上記に記載以外の施設に通所していて、補助金の申請を希望される場合は、裏面の問い合わせ先にご相談ください。

【交付対象期間】 ※土日祝日は除く

- | | | | |
|-----|------------|---|------------|
| 1学期 | 令和8年 4月 7日 | ～ | 令和8年 7月17日 |
| 2学期 | 令和8年 9月 1日 | ～ | 令和8年12月24日 |
| 3学期 | 令和9年 1月 7日 | ～ | 令和9年 3月26日 |

対象経費

●不登校支援施設へ通うための交通費(月額限度10,000円)

- ・交通手段の種類にかかわらず、自宅から施設までの直線距離に応じて、1日の支給額が以下のとおり1km当たり50円ずつ加算し、1日の上限は500円とする。

直線距離 ※1km未満は切上げ	1日の支給額	直線距離 ※1km未満は切上げ	1日の支給額
1km	50円	6km	300円
2km	100円	7km	350円
3km	150円	8km	400円
4km	200円	9km	450円
5km	250円	10km～	500円

例：自宅から施設の直線距離が3.5kmで、通所日数が4月は8日、5月は10日、6月は5日、7月は9日(計32日)の場合… 200円×32日＝6,400円

申請書等の様式

【様式 1】 交付申請書兼実績報告書兼誓約書

【様式 2】 交付決定通知書兼補助金額確定通知書

【様式 3】 不交付決定通知書

【様式 4】 補助金交付請求書

申請受付からの補助金交付までの流れ

①市立小中学校に在籍

【保護者】様式1・様式4の入手方法(1)(2)(3)のいずれか
(1)市のHP、すぐーからダウンロードする。
(2)在籍校から様式1・様式4を直接受け取る。
(3)教育支援教室から様式1・様式4を直接受け取る。

〈フリースクールに通う場合〉

【保護者】
様式1・様式4に必要事項を記入し、施設が作成した月ごとの通所記録を添えて在籍校に提出

〈教育支援教室に通う場合〉

【保護者】
様式1・様式4に必要事項を記入し、教育支援教室または在籍校に提出
※通所記録は提出不要

【学校】
保護者が提出した様式1・様式4及び通所記録を青少年支援センターに提出

【教育支援教室又は学校】
保護者が提出した様式1・様式4を、青少年支援センターに提出
※通所記録は提出不要

【青少年支援センター】

提出された様式1・様式4及び通所記録を精査し、交付の場合は様式2を、不交付の場合は様式3を在籍校または教育支援教室を通して申請者に渡し、交付の場合は指定された口座に交付確定額を振り込む。

②市立小中学校以外に在籍

【保護者】(1)(2)のいずれか
(1)市のHP から様式1・様式4をダウンロードする。
(2)教育支援教室から様式1・様式4を直接受け取る。

【保護者】
様式1・様式4に必要事項を記入し、施設が作成した月ごとの通所記録を添えて青少年支援センターに郵送で提出する。
※下記の申請期限必着

※前橋市の教育支援教室に通所している場合は、教育支援教室への提出も可。通所記録の提出は不要。

補助金の申請期間

	申請期間
1回目	令和8年9月1日～令和8年9月15日
2回目	令和9年1月4日～令和9年1月15日
3回目	令和9年3月26日～令和9年3月31日

問い合わせ先

前橋市教育委員会事務局教育支援課 青少年支援センター
電話番号 027-212-4039



前橋市 HP